証券コード：9143

SGホールディングス株式会社

第14回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

開催場所

京都市中京区河原町通二条南入
一之船入町537番地の４
京都ホテルオークラ
４階特設会場
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時まで
※詳細につきましては、２頁をご参照ください。

◎新型コロナウイルスの感染が拡大しています。株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
◎感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）又はインターネット等により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

証券コード　9143
2020年６月４日

株　主　各　位

京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
SGホールディングス株式会社
代表取締役社長　荒木秀夫

第14回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月24日（水曜日）午後５時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。インターネット等による議決権行使に際しましては、３頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　　2020年６月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前９時）
2. 場　　所　　京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の４
京都ホテルオークラ　４階特設会場
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項
1. 第14期　（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期　（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項
１．代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を株主総会にご出席いただく代理人とすることができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
２．２頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以　上

議決権行使についてのご案内

株主総会に当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席願えない場合



■ 書面（議決権行使書）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	2020年６月24日（水曜日）午後５時までに到着



■ インターネット等による議決権の行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

（詳しくは、３頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください）

行使期限	2020年６月24日（水曜日）午後５時まで

議決権行使のお取り扱い		
	1	書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
	2	インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

1. 本招集ご通知に添付すべき書類の記載事項のうち連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(※)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
   なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載した上記の「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(※)に掲載させていただきます。

※ 当社ウェブサイト→ http://www.sg-hldgs.co.jp/

剰余金の配当のお知らせ

当社は、2017年６月９日の株主総会決議により、剰余金の配当等の決定を取締役会で行う旨の定款規定を設けております。この当社定款規定に基づき、2020年５月21日開催の当社取締役会におきまして、第14期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1.期末配当金　　１株につき　金22円
2.効力発生日及び支払開始日　　2020年６月５日（金曜日）

なお、口座振込をご指定の方及び株式数比例配分方式をご指定の方には、2020年６月４日に「期末配当金計算書」及び「『配当金振込先ご確認』のご案内」をご送付申し上げる予定ですので、内容をご確認くださいますようお願い申し上げます。

上記以外の方には、同日に「期末配当金領収証」及び「期末配当金計算書」をご送付申し上げる予定ですので、払渡期間内（2020年６月５日から2020年７月６日まで）にお近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で配当金をお受け取りください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことにより実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します）

パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

2020年６月24日（水曜日）午後５時まで承りますが、お早めにご行使ください。

パソコンの場合

1 議決権行使サイトへアクセス
(https://evote.tr.mufg.jp/)

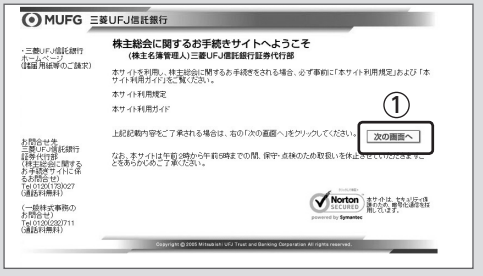

①「次の画面へ」をクリック

2 ログインする

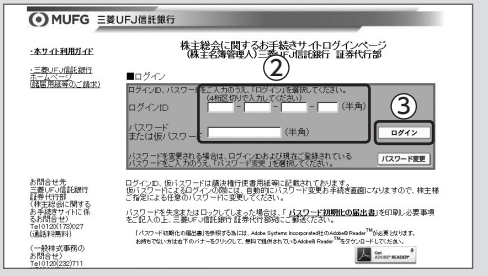

② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
③「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する

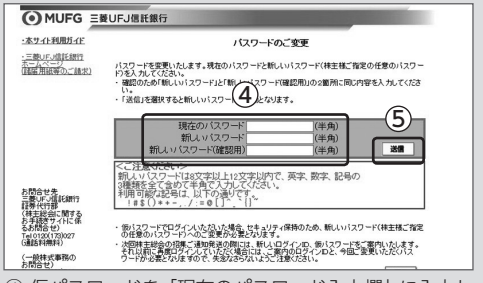

④ 仮パスワードを「現在のパスワード入力欄」に入力し、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力
⑤「送信」をクリック
⑥ 確認画面が出たら「確認」をクリック

以降はメニューから「議決権行使」を選択し、画面の入力案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120−173−027**

（受付時間 午前９時から午後９時まで、通話料無料）

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

スマートフォンの場合

1 議決権行使サイトへアクセス
(https://evote.tr.mufg.jp/)

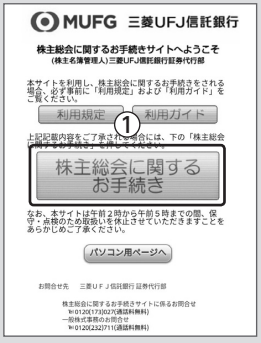

①「株主総会に関するお手続き」をクリック

2 ログインする

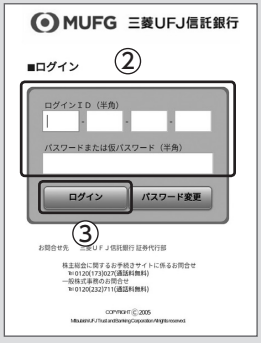

②「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
③「ログイン」をクリック

以降はメニューから「議決権行使」を選択し、画面の入力案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

携帯電話の場合

iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

次の「QRコード」からも議決権行使サイトにアクセスいただけます。バーコード読取機能付きスマートフォン又は携帯電話で、次の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスしてください。

アクセス用QRコード

(注)「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.、「QRコード」は㈱デンソーウェーブの商標又は登録商標です。

[ご注意事項]

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、スマートフォン又は携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォン又は携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当
1	栗和田 榮 一（くりわだ えいいち）	再任	代表取締役会長
2	荒木 秀夫（あらき ひでお）	再任	代表取締役社長
3	中島 俊一（なかじま しゅんいち）	再任	取締役　財務・経理担当 兼　財務部　ゼネラルマネジャー
4	本村 正秀（もとむら まさひで）	再任	取締役 デリバリー・ロジスティクス事業担当
5	川中子 勝浩（かわなご かつひろ）	再任	取締役　経営企画担当 兼　ＩＲ室　ゼネラルマネジャー
6	松本 秀一（まつもと ひでかず）	再任	取締役　管理・統制担当 兼　秘書室　ゼネラルマネジャー
7	髙岡 美佳（たかおか みか）	再任　社外　独立	社外取締役
8	鷺坂 長美（さぎさか おさみ）	再任　社外　独立	社外取締役
9	秋山 真人（あきやま まさと）	新任　社外　独立	

新任　新任取締役候補者　　再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	再任 栗和田 榮一（くりわだ えいいち） （1946年10月10日生）	1977年 1 月　東京佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）入社 1986年11月　大阪佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）代表取締役 1991年 7 月　東京佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）代表取締役 1992年 5 月　佐川急便㈱ 代表取締役社長 2002年 6 月　同社 代表取締役会長 2006年 3 月　当社 代表取締役社長 2006年 6 月　当社 代表取締役会長兼社長 佐川急便㈱ 代表取締役社長 2009年 6 月　佐川急便㈱ 会長（現任） 2015年 3 月　当社 代表取締役会長（現任）	9,573,800株
	【取締役候補者とした理由】 栗和田榮一氏は、長年にわたり当社及び当社グループ全体の経営に携わり、当社子会社の佐川急便㈱や当社の代表取締役社長を歴任後、2006年６月から現在に至るまで当社の代表取締役会長としてグループの経営をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		
2	再任 荒木 秀夫（あらき ひでお） （1956年１月１日生）	1982年10月　東京佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）入社 2000年12月　佐川急便㈱ 執行役員 2006年 6 月　同社 取締役 執行役員 2009年 4 月　佐川グローバルロジスティクス㈱（現 ＳＧＨグローバル・ジャパン㈱）代表取締役社長 2011年 6 月　当社 執行役員 ロジスティクス事業担当 2012年 1 月　佐川急便㈱ 専務取締役 執行役員 営業担当 2012年 3 月　佐川引越センター㈱（現 ＳＧムービング㈱）代表取締役社長 2013年 2 月　佐川急便㈱ 代表取締役社長 2014年 6 月　当社 取締役 デリバリー・ロジスティクス事業担当 2018年 4 月　㈱ヒューモニー（現 佐川ヒューモニー㈱）取締役 2019年 4 月　当社 代表取締役社長（現任）	1,622,040株
	【取締役候補者とした理由】 荒木秀夫氏は、当社子会社である佐川急便㈱、佐川グローバルロジスティクス㈱において代表取締役社長を務め、2014年６月からは佐川急便㈱代表取締役社長兼当社デリバリー・ロジスティクス事業担当取締役として、また、2019年４月からは当社代表取締役社長としてグループの経営をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	再任 中島 俊一（なかじま しゅんいち） （1955年2月7日生）	1978年 4 月 ㈱日本長期信用銀行 入行 2000年 4 月 つばさ証券㈱（現 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券㈱）業務戦略部長 2003年 4 月 同社 執行役員 2006年 3 月 ㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 執行役員 2008年 6 月 カブドットコム証券㈱（現 auカブコム証券㈱）常務執行役員 2011年 2 月 当社 財務戦略部 担当部長 2011年 6 月 ＳＧリアルティ㈱ 取締役（現任） 2013年 2 月 当社 執行役員 財務担当 兼 財務部 ゼネラルマネジャー 2014年 6 月 当社 取締役 財務･経理担当 兼 財務部 ゼネラルマネジャー 2017年 6 月 当社 取締役 財務・経理担当 2020年 4 月 当社 取締役 財務･経理担当 兼 財務部 ゼネラルマネジャー（現任）	432,474株
	【取締役候補者とした理由】 中島俊一氏は、金融業界に長く携わり、同業界の複数の企業で執行役員を務めるなど、財務・経理部門での深い見識を有し、2014年6月から現在に至るまで当社取締役としてグループの財務・経理面をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
4	再任 本村正秀（もとむらまさひで） （1960年３月27日生）	1978年４月　綜合警備保障㈱ 入社 1980年８月　東京佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）入社 2004年６月　佐川急便㈱　常務取締役 2005年３月　同社 専務取締役 2005年９月　㈱ＪＬ 代表取締役社長 2007年７月　㈱安全、ＡＮＺＥＮＧｒｏｕｐ㈱ 代表取締役社長 2011年６月　ｋｍホールディングス㈱ 取締役 2012年６月　国際自動車㈱ 取締役 安全サービス㈱ 代表取締役社長 ニュー東京観光自動車㈱ 取締役 2012年８月　ケイエム観光バス㈱ 取締役 2015年３月　ＳＧフィルダー㈱ 理事 2018年３月　佐川急便㈱ 理事 2018年６月　同社 取締役 2019年４月　同社 代表取締役社長（現任） 当社 執行役員 デリバリー・ロジスティクス事業担当 2019年６月　当社 取締役 デリバリー・ロジスティクス事業担当（現任）	－株
	【取締役候補者とした理由】 本村正秀氏は、佐川急便㈱に入社後20余年に及ぶ現場経験と役員を歴任後、運輸関連企業の経営者として手腕を発揮されました。2015年３月からは再び当社グループで現場改革に取り組み、2019年４月からは佐川急便㈱代表取締役社長、2019年６月からは当社取締役として、外部で培われた豊富な経験と実績を活かし、経営をリードしております。これらの実績から、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
5	再任 川中子（かわなご） 勝浩（かつひろ） （1964年８月27日生）	1989年４月 ㈱三和銀行（現 ㈱三菱ＵＦＪ銀行）入行 2000年５月 ㈱モビット 出向 2006年11月 当社 入社 経営・事業戦略 経営戦略担当課長 2013年３月 佐川急便㈱ 執行役員 2016年３月 同社 取締役 経営企画・広報・ＩＴ企画担当 兼 経営企画部長 兼 広報部長 2016年９月 同社 取締役 経営企画・広報・ＩＴ企画担当 兼 経営企画・広報部長 2017年４月 ㈱ヒューモニー（現 佐川ヒューモニー㈱）取締役 2019年４月 当社 執行役員 経営企画担当 兼 ＩＲ室 ゼネラルマネジャー ＳＧリアルティ㈱ 取締役（現任） SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD. 取締役（現任） 2019年６月 当社 取締役 経営企画担当 兼 ＩＲ室 ゼネラルマネジャー（現任） 2020年２月 ＳＧＨグローバル・ジャパン㈱ 取締役（現任）	46,593株
	【取締役候補者とした理由】 川中子勝浩氏は、金融業界での豊富な知識及び見識を有し、2006年11月に当社入社後、当社子会社である佐川急便㈱の執行役員、取締役を経て、2019年６月からは当社取締役として当社グループにおける経営戦略をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
6	再任 松本秀一（まつもとひでかず） （1966年8月10日生）	1988年 7 月　西埼玉佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）入社 2000年12月　佐川急便㈱ 北関東支社 総務部 総務課 課長 2003年 3 月　同社 本社 業務本部 環境推進室 課長 2007年 1 月　同社 本社 ＣＳＲ環境推進部 担当部長 兼 当社 管理統括 ＣＳＲ・メセナ戦略 ＣＳＲ戦略 2007年 9 月　環境省 総合環境政策局 環境経済課 出向 2009年 9 月　佐川急便㈱ 本社（関東）総務部 総務課 担当部長 2011年 3 月　当社 総務部 総務・秘書ユニット マネージャー 2012年 9 月　当社 総務部 総務・秘書ユニット シニアマネジャー 2014年 3 月　当社 社長室 ゼネラルマネジャー 2015年 3 月　当社 総務部 ゼネラルマネジャー 2016年 9 月　当社 執行役員 総務･秘書担当 兼 秘書室 ゼネラルマネジャー 2016年12月　佐川林業㈱ 代表取締役社長（現任） 2019年 4 月　当社 執行役員 管理･統制担当 兼 秘書室 ゼネラルマネジャー ㈱ヌーヴェルゴルフ倶楽部 代表取締役社長（現任） 2019年 6 月　当社 取締役 管理･統制担当 兼 秘書室 ゼネラルマネジャー（現任）	179,200株

【取締役候補者とした理由】

松本秀一氏は、佐川急便㈱に入社後、営業所及び本社総務・環境部門での豊富な経験から、2007年９月から２年間は環境省へ出向するなどの重職を担い、帰任後は当社の総務・秘書部門に携わり、執行役員を経て、2019年６月からは取締役として当社グループの管理部門をリードしております。これらの実績から、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
7	再任 社外 独立 髙岡美佳（たかおかみか） （1968年6月19日生）	2001年４月　大阪市立大学 経済研究所助教授 2002年４月　立教大学 経済学部助教授 2006年４月　同大学 経営学部助教授 2007年４月　同大学 経営学部准教授 2009年４月　同大学 経営学部教授（現職） 2011年５月　㈱ファミリーマート 社外監査役 2014年５月　㈱ＴＳＩホールディングス 社外取締役 2014年６月　㈱モスフードサービス 社外取締役（現任） 2015年６月　共同印刷㈱ 社外取締役（現任） 2017年３月　当社 顧問 2018年６月　当社 社外取締役（現任） 2019年５月　ユニー・ファミリーマートホールディングス㈱（現 ㈱ファミリーマート）社外取締役（現任）	－株

【社外取締役候補者とした理由】

髙岡美佳氏は、大学教授として経営学等の専門的な知識及び見識を有しております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を活かし、当社の経営全般に寄与していただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断いたします。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
8	再任 社外 独立 鷺坂長美（さぎさかおさみ） （1956年1月23日生）	1978年 4 月　自治省入省、大阪府、大分県等で勤務 1993年 4 月　岡山県で企画部長、総務部長等を歴任 1999年 2 月　消防庁救急救助課長 2001年 1 月　環境省 環境計画課長、大臣官房総務課長等を歴任 2008年 7 月　英国王立国際問題研究所研究員 2009年 7 月　環境省 水大気環境局長 2012年 8 月　環境省退官、環境省参与 2012年 9 月　早稲田大学非常勤講師（環境法） 2013年11月　(公財)日本防炎協会 常務理事 2016年 6 月　㈱日本緊急通報サービス 監査役 2018年 1 月　小澤英明法律事務所 顧問（現任） 2019年 6 月　当社 社外取締役（現任） (公財)日本防炎協会 理事長（現任） 2020年 4 月　認定NPO法人 救急ヘリ病院ネットワーク 理事（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由】 鷺坂長美氏は、国家公務員として旧自治省及び環境省にて要職を歴任され、退官後は環境法に関する大学での講師を経験し、消防及び救急に関連した活動を継続されております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社のＣＳＲ活動やＢＣＭに寄与いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断いたします。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
9	新任 社外 独立 秋山真人（あきやま まさと） （1957年5月18日生）	1980年４月　日本冷蔵㈱（現 ㈱ニチレイ）入社 1996年４月　㈱ニチレイ アムステルダム駐在員事務所MG（NHH副社長） 2002年４月　同社 低温物流事業部国際物流グループリーダー 2005年４月　㈱ニチレイロジグループ本社 執行役員 2006年４月　㈱ロジスティクス・ネットワーク 専務執行役員 2008年６月　同社 取締役専務執行役員 2011年４月　同社 代表取締役社長 2012年６月　㈱ニチレイロジグループ本社 取締役専務執行役員 2018年４月　同社 取締役 2018年６月　東京団地冷蔵㈱ 代表取締役社長（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由】 秋山真人氏は、物流業界に長年携わり、同業界の複数の企業で代表取締役を務めるなど、物流に関する豊富な知識及び企業経営に関する経験を有しております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を活かし、当社の経営全般に寄与していただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．髙岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
３．髙岡美佳氏及び鷺坂長美氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任され就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、秋山真人氏が選任され就任した場合、同氏につきましても独立役員として届け出る予定であります。
４．当社と髙岡美佳氏及び鷺坂長美氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が再任され就任した場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、秋山真人氏が選任され就任した場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。なお、当該賠償限度額は、各氏とも金1,000万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
５．髙岡美佳氏及び鷺坂長美氏は、現在当社の社外取締役であり、それぞれ社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって髙岡美佳氏が２年、鷺坂長美氏が１年となります。
６．髙岡美佳氏が現在社外取締役を務めております株式会社ファミリーマート（2019年９月１日付でユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社から商号変更）は、同氏が社外監査役として在任期間中の2016年８月25日に公正取引委員会から、下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。また、2020年３月30日に消費者庁から、不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令を受けました。同氏は、事前に当該違反行為を認識しておりませんでしたが、平素から取締役会等において、法令遵守を徹底するよう発言を行っており、また、当該違反行為判明後には、原因究明及び再発防止策等に関して助言、意見表明を行う等、その職責を適切に遂行しております。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役富永正行氏は本株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本株主総会において選任された場合の任期は、当社定款第31条第２項の定めにより前任者の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
新任　社外　独立 田島（たじま）聡志（さとし） （1971年６月16日生）	1997年　４月　東レ㈱ 入社 2001年　10月　東京北斗監査法人（現 仰星監査法人）入所 2005年　12月　RSM McGLadrey, Inc. 会計事務所 出向（アメリカ、ニューヨーク） 2009年　１月　仰星監査法人 帰任 2012年　１月　PricewaterhouseCoopers LLC 入所（アメリカ、ロサンゼルス） 2013年　４月　TMF Group㈱ Director 2015年　４月　McGill大学大学院経営学専攻 入学 2017年　３月　McGill大学大学院経営学専攻（MBA） 修了 2018年　11月　EY税理士法人 Associate Partner（現任）	－株
【社外監査役候補者とした理由】 田島聡志氏は、公認会計士、米国公認会計士及び税理士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的見地から監査いただくとともに、独立した立場から当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．田島聡志氏は会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。

３．田島聡志氏が選任され就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

４．田島聡志氏が選任され就任した場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該賠償限度額は、金1,000万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

以　上

【ご参考】当社の「社外役員の独立性判断基準」について

社外役員の独立性判断基準

当社は、会社法に定める社外取締役及び社外監査役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準を踏まえ、以下の各号の該当性を確認し、いずれにも該当がない場合には、独立性を有すると判断いたします。

1. 当社の主要株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者
2. 当社及びその子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な得意先又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士及び公認会計士等の専門的サービスを提供する者
5. 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益による寄付を受けている者又はその業務執行者
6. 当社グループの取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員又は使用人
7. 過去３年間において、上記1.から6.のいずれかに該当していた者
8. 上記1.から7.のいずれかに該当する者が重要な地位にある場合において、その者の配偶者及び２親等内の親族
9. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由がある者

以　上

（添付書類）

事業報告（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1　当社グループの現況に関する事項

(1)　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、通商問題等の影響で輸出や製造業が弱含む中、雇用や所得環境の改善などにより緩やかに回復いたしました。2020年以降は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という）の世界的な拡大が経済全般に影響を与えており、先行きが不透明な状況が続いております。

物流業界におきましては、ｅコマース市場の拡大継続を背景に宅配便に対する社会のニーズが高まっております。一方、下期以降、消費税率の引上げや競争環境の変化に加え、足元は感染症拡大の経済活動への影響により、先行きの不透明感は増しております。

当社グループにおきましては、2020年３月期から2022年３月期までの中期経営計画「Second Stage 2021」の初年度として、進化する物流ソリューションの提供を目的としたグループ横断の先進的ロジスティクスプロジェクトチーム「ＧＯＡＬ（GO Advanced Logistics）」（以下「ＧＯＡＬ」という）による提案領域の拡大を図ってまいりました。また、同業他社や異業種を含むベンチャー企業等との業務提携のもと、お客様の幅広いニーズに対応するソリューションの提供や事業領域の拡大に努めてまいりました。

このような状況のもと、当社グループの中核事業であるデリバリー事業におきましては、あらゆる「運ぶ」で付加価値を提供する「ＴＭＳ（Transportation Management System）」（以下「ＴＭＳ」という）をはじめとする「ＧＯＡＬ」による営業の強化や、継続的な適正運賃収受に取り組んでまいりました。ロジスティクス事業におきましては、新規の受託案件増により国内外とも増収となりましたが、拠点見直しによる費用増や感染症などの影響を受けました。不動産事業におきましては、継続的に保有不動産を売却いたしました。その他の事業におきましては、決済方法の多様化による代引決済の減少や、消費税率引上げの影響で新車・中古車の販売が減少いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、営業収益１兆1,734億98百万円（前期比5.0％増）、営業利益754億47百万円（同7.2％増）、経常利益805億32百万円（同7.7％増）、親会社株主に帰属する当期純利益472億92百万円（同8.8％増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

セグメントの名称		第13期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第14期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	増減	増減率 （%）
デリバリー事業	営業収益	903,679	955,428	51,748	5.7
	営業利益	55,430	58,716	3,286	5.9
ロジスティクス事業	営業収益	131,557	135,823	4,266	3.2
	営業利益	2,655	2,063	△592	△22.3
不動産事業	営業収益	16,553	16,238	△315	△1.9
	営業利益	7,133	7,896	762	10.7
その他	営業収益	66,304	66,008	△295	△0.4
	営業利益	5,688	5,417	△271	△4.8
全社（共通）	営業収益	－	－	－	－
	営業利益	△548	1,353	1,902	－
合計	営業収益	1,118,094	1,173,498	55,404	5.0
	営業利益	70,359	75,447	5,088	7.2

・デリバリー事業

主要な商品の取扱個数は、次のとおりであります。

商品の名称		第13期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第14期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	増減	増減率 （%）
取扱個数	（百万個）	1,307	1,315	7	0.6
飛脚宅配便	（百万個）	1,246	1,257	11	0.9
その他	（百万個）	60	57	△3	△5.5

（注）1．取扱個数は、当社グループの主要商品の取扱個数であります。
2．飛脚宅配便は、佐川急便株式会社が国土交通省に届け出ている宅配便の個数であります。
3．その他は、佐川急便株式会社の提供する飛脚ラージサイズ宅配便及びその他の会社の取扱個数であります。

デリバリー事業におきましては、消費税率の引上げ、競争環境の変化及び感染症拡大の影響を受けたものの、当連結会計年度では取扱個数が増加したことに加え、継続的な適正運賃収受の取組みにより平均単価が上昇いたしました。また、「ＴＭＳ」をはじめとする「ＧＯＡＬ」による付加価値の高いソリューションの提供や、様々なアライアンスによる効果を高める取組みを行ってまいりました。さらに、持続的な成長を見据え、機械化・省人化等の生産性向上への取組み、輸送品質の維持・向上や輸送インフラの強化を継続的に行ってまいりました。

この結果、当セグメントの営業収益は9,554億28百万円（前期比5.7％増）、営業利益は587億16百万円（同5.9％増）となりました。

・ロジスティクス事業

ロジスティクス事業におきましては、国内では、新規受託案件が堅調に推移し増収となりましたが、拠点の見直しによる費用増や感染症の影響を受けました。

海外では、感染症の影響があったものの、既存顧客の物量増加及び新規顧客の獲得により、フレイトフォワーディングが増加いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は1,358億23百万円（前期比3.2％増）、営業利益は20億63百万円（同22.3％減）となりました。

・不動産事業

不動産事業におきましては、継続的に保有不動産を売却いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は162億38百万円（前期比1.9％減）、営業利益は78億96百万円（同10.7％増）となりました。

・その他

その他の事業におきましては、決済方法の多様化による代引決済の減少や、消費税率引上げの影響で新車・中古車の販売が減少いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は660億８百万円（前期比0.4％減）、営業利益は54億17百万円（同4.8％減）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は633億55百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

（単位：百万円）

会社名	セグメントの名称	設備内容	投資額	状況
ＳＧリアルティ株式会社	不動産事業	ホテル （大阪市淀川区）	6,886	取得
佐川急便株式会社	デリバリー事業	車両運搬具	11,112	取得
ＳＧリアルティ株式会社	デリバリー事業 ロジスティクス事業	物流施設 （東京都江東区）	55,409	取得

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

会社名	セグメントの名称	設備内容
佐川急便株式会社	デリバリー事業	マテハン機器（東京都江東区）
ＳＧリアルティ株式会社	デリバリー事業・不動産事業	物流施設（大阪府東大阪市）
ＳＧリアルティ株式会社	デリバリー事業・不動産事業	物流施設（大阪市淀川区）

⑶ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 当社グループの財産及び損益の状況

区分	第11期 2016年3月21日から 2017年3月20日まで	第12期 2017年3月21日から 2018年3月31日まで	第13期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第14期(当期) 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
営業収益 (百万円)	930,305	1,045,032	1,118,094	1,173,498
経常利益 (百万円)	51,208	64,870	74,766	80,532
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	28,452	36,021	43,465	47,292
1株当たり当期純利益 (円)	274.98	115.48	136.86	148.90
総資産 (百万円)	650,843	710,619	762,807	772,221
純資産 (百万円)	309,771	358,209	389,427	423,083
1株当たり純資産 (円)	2,758.57	1,037.58	1,119.99	1,208.95

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2017年9月21日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は次のとおりであります。

区分	第11期 2016年3月21日から 2017年3月20日まで
1株当たり当期純利益 (円)	91.66
1株当たり純資産 (円)	919.52

3. 第11期については、佐川急便株式会社の株式を株式会社日立物流に譲渡したこともあり親会社株主に帰属する当期純利益は284億52百万円となりました。

4. 第12期については、決算日変更により2017年3月21日から2018年3月31日までの12か月と11日間となっております。当該決算日変更に伴う影響もあり親会社株主に帰属する当期純利益は360億21百万円となりました。

5. 第14期(当期)の状況については、「1 (1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

⑸ 対処すべき課題

中期経営計画「Second Stage 2021」では、持続的成長を実現するために、総合物流ソリューションの進化と経営基盤の強化に注力することとし、次の経営戦略に取り組んでおります。

① グループ総合力の結集による進化した物流ソリューションの提供

・物流ニーズの高度化

ｅコマース市場の拡大、消費者ニーズの複雑化により、商品の多頻度出荷と多品種小ロット化、サービスの多様化が進んでおります。このような環境の中、物流業界におきましても、宅配便ニーズの高まりに加え、物流機能の多様化・高度化が求められております。

当社グループでは、2020年２月に次世代型大型物流センター「Ｘフロンティア」（以下「Ｘフロンティア」という）を開設いたしました。「Ｘフロンティア」は、宅配便の大規模中継センター機能に加え、国際物流、ｅコマース向け物流プラットフォーム、大型・特殊輸送などグループの様々な物流機能を集約した拠点であり、2021年３月期後半に向けて順次稼働してまいります。グループ機能を集約することで、更なる付加価値の創出が可能となります。また、「ＧＯＡＬ」を継続的に強化・進化させながら、物流ソリューションを提供し、事業拡大を推進してまいります。

・アライアンスによるソリューションの強化

2016年３月30日付で株式会社日立物流と資本業務提携契約を締結いたしました。また、2019年８月に、セイノーホールディングス株式会社と業務連携に向けた基本合意を締結し、続いてＣＢｃｌｏｕｄ株式会社と資本・業務提携契約を締結するなど、物流業界での協業関係の強化を進めております。当社グループとアライアンス先との経営資源を双方で活用することで、新たな物流ソリューションの提供、車両・センターの共同活用による効率化等、様々な事業連携に取り組んでおり、今後も引き続き事業シナジーを創出してまいります。

② 経営資源の価値最大化による成長基盤の確立

・輸送ネットワークの強化

ｅコマース市場の拡大により、社会の宅配便に対するニーズが高まっております。当社グループは、このようなニーズに応えるため、「Ｘフロンティア」を新設いたしました。関東の複数の中継センターを「Ｘフロンティア」に集約することで、より効率的な輸送ネットワークを構築し、高品質で安定的な宅配サービスの提供を実現してまいります。2021年3月期後半に向けて順次稼働し、段階的に拠点の集約を進めてまいります。また、輸送品質を高め、安定的な輸送ネットワークを提供できる体制を強化するために、人員の増強、路線便の拡充、委託先との良好な関係の構築など輸送インフラの強化に取り組むとともに、生産性の向上に努めてまいります。

・機能分担の明確化など競争力のある組織の構築

労働需給が逼迫する環境の中、様々な顧客のニーズに対応するため、営業力・ソリューション力の強化及び輸送効率の向上に取り組んでおります。具体的には、セールスドライバーがより営業活動に注力するために、手書き伝票のデジタル化や、点呼・運行管理のスマートフォンを使用した遠隔管理等、ＩＴによる作業負荷軽減を進めております。また、個人宅の配送においては、品質を維持・向上させながら、輸送効率を高めていくために、宅配の専門ドライバーや委託先の拡充を推進しております。加えて、それぞれの職務の成果に応じた評価制度・報酬体系を構築することにより、従業員のモチベーションの向上など組織力の強化に取り組んでおります。

③　デジタル化の推進と最新技術の導入による効率化・顧客利便性の追求

・デジタル化の推進

生産年齢人口の継続的な減少が見込まれるわが国では、労働集約型の物流業界において、労働力不足は極めて重要な課題であります。当社グループでは、労働力の確保・強化を図る一方で、積極的に最新技術を含むＩＴ技術の利用を促進し、省力化・省人化に取り組んでおります。具体的には、様々なデータを組み合わせることで、荷物の集荷・配達業務の生産性を可視化し、効率化を進めております。今後も積極的にデジタル化を推進し、生産性の向上や顧客利便性を高めてまいります。

・新技術の事業への活用可能性の調査・研究

技術革新が目まぐるしい昨今、新技術の利活用は競争力を維持・強化するために重要であります。当社グループでは、次代に向けた更なるサービスの高度化・事業の効率化を推進するために、新技術の事業への活用可能性の調査・研究を推進しております。具体的には、内閣府主導の国家プロジェクトＳＩＰ（戦略的イノベーション創造プログラム）において、荷物データを自動解析し、自動荷降ろし技術の開発に参画するなど、自社の研究開発のみならず、様々なパートナーと連携し、オープンイノベーションを推進しております。

④　グローバル物流事業における顧客基盤拡大と高いプレゼンスの発揮

・グローバルネットワークの更なる強化

世界規模で蔓延している感染症の影響により、航空貨物、海上貨物双方の物流において先行きが不透明な状況が続いております。このような環境の中、南アジア・東南アジア・東アジア・アフリカ等から欧米への物流ネットワークに強みがあるEXPOLANKA HOLDINGS PLCと日本を基軸として展開した国際物流ネットワークを連携させることにより、今後の成長が期待される新興地域でのグローバル物流の強化に取り組んでまいります。

・国際事業の強化

高まる顧客のグローバルな物流機能へのニーズに応えるため、営業情報の連携を一層高めるとともに、有機的に連携した一貫物流機能を強化してまいります。当社グループの３ＰＬ事業を担う佐川グローバルロジスティクス株式会社が、中国全域をカバーする上海虹迪物流科技有限公司をグループ化するなど、中国国内の物流を強化するとともに、中国・日本間の国際物流の拡大に取り組んでまいります。今後も、海外現地の有力なパートナーとのアライアンスの構築などを積極的に展開し、物流機能の高度化を推進してまいります。

⑤　組織・人材の課題解決力の高度化による競争優位性の創出

・フラットな組織風土の醸成

現場と経営のコミュニケーションを活発化させることで、最新で詳細な顧客ニーズや現場の課題などをタイムリーに把握し、顧客へのソリューションの提供や組織力の強化に取り組んでおります。課題解決能力や変化への対応力を備えた多様な人材の育成を目的として人事制度を見直し、幅広い人材の登用に取り組んでおります。

・働き方改革の一層の取り組み

働き方改革関連法が順次施行される中、採用の強化、従業員の定着化を図るために、ワークライフバランスを意識した多様な働き方が可能な環境の充実、制度の拡充、労働時間の更なる短縮など労働環境の向上に積極的に取り組んでまいります。

⑥　経営管理体制の一層の強化及びステークホルダーの満足度向上

・コンプライアンス体制の強化

当社グループでは、「ＳＧホールディングスグループ倫理・行動規範」に則ったコンプライアンスを含む経営管理体制について、適宜必要な委員会・プロジェクトの発足及び推進を通じて着実に強化を図っております。具体的には、当社のガバナンス高度化を目的として、取締役候補者の指名や取締役が受ける報酬の妥当性を判断するために「指名・報酬諮問委員会」を設置いたしました。また、当社及びグループ各社においてコンプライアンス統括責任者を任命し、法令等の遵守、懸念事象発生時の報告及び対応を行うとともに、グループリスクマネジメント会議においても定期的に重要事項の報告を行うなど、グループ横断的に対応しております。

・事業活動を通じたＳＤＧｓへの貢献

当社グループでは、「ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」採択の趣旨に賛同し、独自の目標を定め、事業活動を通じて、積極的に推進しております。具体的には、2019年５月に、金融安定理事会（FSB）が設置した「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言に賛同するなど社会の課題解決に積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献しております。また、ステークホルダー経営を推進するために、ＣＳＲ重要課題として次の７項目を定めて、事業活動を推進しております。

（ＣＳＲ重要課題）

① 安全・安心なサービスの提供
② 環境に配慮した事業推進
③ 個性・多様性を尊重した組織づくり
④ 総合物流ソリューションによる新しい価値の創造
⑤ 地域社会への貢献
⑥ サステナブル調達の推進
⑦ 責任ある経営基盤の構築

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金(百万円)	議決権の所有割合(%)	主要な事業内容
佐川急便株式会社	京都市南区	11,275	80.0	貨物自動車運送業
佐川ヒューモニー株式会社	東京都江東区	100	100.0 (100.0)	特定信書便業
ＳＧムービング株式会社	東京都江東区	100	100.0	引越・設置輸送業
株式会社ワールドサプライ	東京都江東区	95	100.0	納品代行業
佐川グローバルロジスティクス株式会社	東京都品川区	3,450	100.0	荷造梱包業・倉庫業
ＳＧＨグローバル・ジャパン株式会社	東京都江東区	203	100.0	国際物流業
ＳＧリアルティ株式会社	京都市南区	20,000	100.0	不動産賃貸・管理業
佐川アドバンス株式会社	東京都江東区	27	100.0	商品販売業・保険代理業
ＳＧモータース株式会社	東京都江東区	10	100.0	自動車整備・販売業
ＳＧシステム株式会社	京都市南区	350	100.0	システム販売・保守業
佐川フィナンシャル株式会社	東京都江東区	50	100.0	決済サービス業
ＳＧフィルダー株式会社	東京都江東区	100	100.0	人材サービス業
ＳＧエキスパート株式会社	東京都江東区	50	100.0	シェアードサービス業
SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD.	シンガポール	USD 298百万	100.0	海外事業統括
EXPOLANKA HOLDINGS PLC	スリランカ コロンボ	LKR 4,097百万	68.2 (68.2)	総合物流業
上海虹迪物流科技有限公司	中国 上海	CNY 75百万	70.0 (70.0)	総合物流業
Expo Freight Private Limited	インド チェンナイ	INR 8百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expolanka USA LLC	米国 ニューヨーク	USD 10,000	100.0 (100.0)	総合物流業
EFL Container Lines LLC	米国 ニューヨーク	USD 10,000	100.0 (100.0)	総合物流業
SG SAGAWA USA, INC.	米国 カリフォルニア	USD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expolanka Freight（Vietnam）Ltd	ベトナム ホーチミン	VND 1,027百万	99.0 (99.0)	総合物流業
SAGAWA EXPRESS VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	VND 29,184百万	100.0 (100.0)	総合物流業

会社名	所在地	資本金（百万円）	議決権の所有割合（%）	主要な事業内容
SG SAGAWA VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	VND 382,653百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expolanka（Private）Limited	スリランカ コロンボ	LKR 250百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expolanka Freight (Private) Limited	スリランカ コロンボ	LKR 100百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expo Freight（Shanghai）Limited	中国 上海	CNY 5百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expofreight（Hong Kong）Limited	中国 香港	HKD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
保利佐川物流有限公司	中国 深圳	CNY 110百万	90.0 (90.0)	総合物流業
佐川急便（香港）有限公司	中国 香港	HKD 10百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expofreight（Shenzhen）Limited	中国 深圳	CNY 5百万	100.0 (100.0)	総合物流業
上海保利佐川物流有限公司	中国 上海	CNY 16百万	90.0 (90.0)	総合物流業
Expolanka Freight Dubai LLC	アラブ首長国連邦　ドバイ	AED 300,000	100.0 (100.0)	総合物流業
PT Expo Freight Indonesia	インドネシア ジャカルタ	USD 624,899	90.0 (90.0)	総合物流業
SG SAGAWA AMEROID PTE. LTD.	シンガポール	SGD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業

（注）1．議決権の所有割合の（　）内は、内数で間接所有割合であります。
2．当事業年度末現在において、特定完全子会社はありません。
3．佐川グローバルロジスティクス株式会社は、2020年３月31日付で増資を実施いたしました。この結果、同社の資本金は1,500百万円から3,450百万円となりました。
4．SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD.は、2019年４月３日付で増資を実施いたしました。この結果、同社の資本金は216百万USDから298百万USDとなりました。
5．SG SAGAWA VIETNAM CO., LTD.は、2019年４月１日付でSG SAGAWA EXPRESS VIETNAM., LLCと事業統合いたしました。この結果、SG SAGAWA VIETNAM CO., LTD.の資本金は282,653百万VNDから382,653百万VNDとなりました。
6．SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD.は、2019年６月にEXPOLANKA HOLDINGS PLCの株式の0.7%を追加取得いたしました。この結果、EXPOLANKA HOLDINGS PLCの議決権比率は68.2%となりました。
7．Expo Freight Private Limitedは、2020年３月に株式の10.0%を追加取得いたしました。この結果、同社の議決権比率は100.0%となりました。
8．Expolanka Freight（Vietnam）Ltdは、2020年３月に株式の48.0%を追加取得いたしました。この結果、同社の議決権比率は99.0%となりました。

9．ＳＧＨグローバル・ジャパン株式会社は、2020年２月３日付で東京都品川区から東京都江東区に本社を移転しております。
10. EXPOLANKA HOLDINGS PLCが、子会社７社を増加したことにより当連結会計年度から連結の範囲に含め、子会社５社を減少したことにより連結の範囲から除外しております。
11. 佐川グローバルロジスティクス株式会社が、上海虹迪物流科技有限公司の持分を新たに取得したことにより、同社及び同社の子会社 計12社を当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
12. 佐川ロジスティクスパートナーズ株式会社は、2019年４月１日付で佐川グローバルロジスティクス株式会社を存続会社とする事業統合により消滅しております。

② 当社グループの状況

連結子会社は、上記の重要な子会社34社を含め113社であり、持分法適用の関連会社は４社となっております。

③ 重要な企業結合等の状況

当社グループは、当社の連結子会社である佐川グローバルロジスティクス株式会社を通じ、2020年３月31日付で上海虹迪物流科技有限公司の株式を取得し、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

⑺ 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社は純粋持株会社であり、当社グループの各事業を営む会社を支配管理しております。子会社及び関連会社においては、デリバリー事業、ロジスティクス事業、不動産事業、その他これらに附帯する事業を展開しております。主要な商品及びサービスは次のとおりであります。

セグメントの名称	主要商品及びサービス
デリバリー事業	飛脚宅配便、飛脚ラージサイズ宅配便、メール便、特定信書便、引越、ルート配送、チャーター輸送、設置輸送、美術品輸送、納品代行、食品配送
ロジスティクス事業	流通加工、物流システム構築、在庫保管・入出庫管理、物流センター運営、ルート配送、チャーター輸送、国際宅配便、国際航空・海上輸送
不動産事業	不動産賃貸・管理、不動産開発、資産管理・運用、再生可能エネルギー供給
その他	商品販売、保険代理、燃料販売、自動車整備・販売、システム販売・保守、e-コレクト、人材派遣・請負

⑻ 主要な営業所（事業所）等（2020年３月31日現在）

① 当社

	所在地
本社	京都府京都市南区
東京事務所	東京都江東区

② 子会社

会社名	所在地
佐川急便株式会社	本社（京都府）、東京本社（東京都） 北海道支店（北海道）、北東北支店（岩手県）、南東北支店（宮城県） 北関東支店（埼玉県）、東関東支店（千葉県）、関東支店（東京都） 西関東支店（東京都）、神奈川支店（神奈川県）、北陸支店（石川県） 信越支店（長野県）、東海支店（静岡県）、中京支店（愛知県） 京都支店（京都府）、関西支店（大阪府）、中国支店（広島県） 四国支店（香川県）、九州支店（福岡県）、南九州支店（熊本県）

（注）当社の重要な子会社については、「⑹ 重要な子会社等の状況 ① 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

⑼ 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減（名）
デリバリー事業	40,587（ 18,145）	1,786（ 926）
ロジスティクス事業	6,959（ 5,995）	235（ 313）
不動産事業	69（ －）	5（ －）
その他	3,211（ 19,551）	71（ △997）
全社（共通）	537（ 237）	6（ △36）
合計	51,363（ 43,928）	2,103（ 206）

（注）１．従業員数は就業人員数であり、パートナー社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）には、当社、シェアードサービス業を営むＳＧエキスパート株式会社及び海外事業統括会社のSG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD.に所属する従業員数等を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
211（ 2）	△8（ △9）	37.8	10.0

（注）１．従業員数は就業人員数であり、パートナー社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．平均勤続年数の算定に当たっては、連結子会社からの転籍者については当該会社の勤続年数を通算しております。
３．当社の従業員は全て全社（共通）に属しております。

⑽ 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	36,896
株式会社三井住友銀行	24,378
株式会社日本政策投資銀行	11,389
株式会社みずほ銀行	11,030
三井住友信託銀行株式会社	6,920

⑾ その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 900,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 320,197,200株（自己株式2,584,939株を含む）

⑶ **株主数** 22,881名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
新生興産株式会社	44,317	13.95
公益財団法人ＳＧＨ文化スポーツ振興財団	24,200	7.61
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	14,959	4.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,063	4.11
株式会社三井住友銀行	12,600	3.96
住友生命保険相互会社	12,600	3.96
三井住友海上火災保険株式会社	12,600	3.96
佐川印刷株式会社	11,308	3.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,764	3.38
いすゞ自動車株式会社	9,900	3.11

（注）１．株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、自己株式（2,584千株）を控除して計算し、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。
３．公益財団法人佐川美術館は、2019年10月１日付で公益財団法人ＳＧＨ文化スポーツ振興財団に名称変更しております。

⑸ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3　会社役員に関する事項

(1)　取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	栗和田 榮一	
代表取締役社長	荒木 秀夫	
取締役	中島 俊一	財務・経理担当
取締役	佐野 友紀	国際事業担当 SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD.　取締役社長 ＳＧＨグローバル・ジャパン株式会社　代表取締役社長
取締役	本村 正秀	デリバリー・ロジスティクス事業担当 佐川急便株式会社　代表取締役社長
取締役	川中子 勝浩	経営企画担当
取締役	松本 秀一	管理・統制担当
取締役	髙岡 美佳	立教大学　経営学部　教授 株式会社ファミリーマート　社外取締役 株式会社ＴＳＩホールディングス　社外取締役 株式会社モスフードサービス　社外取締役 共同印刷株式会社　社外取締役
取締役	鷺坂 長美	公益財団法人日本防炎協会　理事長 小澤英明法律事務所　顧問 早稲田大学　非常勤講師
常勤監査役	中西 隆司	
常勤監査役	富永 正行	
監査役	岡村 憲一郎	かえで会計アドバイザリー株式会社　代表取締役 かえで税理士法人　代表社員 ＣＹＢＥＲＤＹＮＥ株式会社　社外監査役 兼松サステック株式会社　社外取締役（監査等委員） ユナイテッド・アーバン投資法人　監督役員
監査役	大島 義孝	東京ベイ法律事務所　代表弁護士

（注）１．取締役 髙岡美佳氏及び鷺坂長美氏は社外取締役であります。
　　２．監査役 富永正行氏、岡村憲一郎氏及び大島義孝氏は社外監査役であります。

3．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
・在任中において取締役でありました町田公志氏、笹森公彰氏、嵯峨行介氏及び髙木邦夫氏は、2019年６月25日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
・取締役 本村正秀氏、川中子勝浩氏、松本秀一氏及び鷺坂長美氏は、2019年６月25日開催の第13回定時株主総会において同日付で選任されそれぞれ就任いたしました。
4．監査役 富永正行氏及び岡村憲一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5．当社は、取締役 髙岡美佳氏、鷺坂長美氏並びに監査役 富永正行氏、岡村憲一郎氏及び大島義孝氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6．当社は執行役員制度を導入しており、谷口友彦氏、新本朋斉氏の２名を選任しております。

⑵ 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役 髙岡美佳氏及び鷺坂長美氏並びに監査役全員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づいて、会社法第423条第１項の責任につき1,000万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

・株主総会で決定する報酬限度額内で経済環境及び業績等を勘案し、取締役の報酬は、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬諮問委員会での審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議で決定しております。

・取締役の報酬限度額は、2006年１月28日開催の佐川急便株式会社の株式移転による当社設立臨時株主総会において、年額1,500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。また別枠で、2018年６月28日開催の第12回定時株主総会において、取締役（非常勤取締役、社外取締役並びに国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く）に対する業績連動型株式報酬制度の導入を決議しております。

・監査役の報酬限度額は、2006年１月28日開催の佐川急便株式会社の株式移転による当社設立臨時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（社外取締役を除く）	585	502	83	10
監査役（社外監査役を除く）	20	20	－	1
社外取締役	33	33	－	3
社外監査役	35	35	－	3

（注）1．上記には、2019年６月25日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役４名（うち社外取締役１名）を含んでおります。
2．上記の業績連動報酬には、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。なお、2019年６月25日開催の第13回定時株主総会にて新たに選任された取締役３名の選任前の役員株式給付引当金繰入額は含まれておりません。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役 髙岡美佳氏は、株式会社ファミリーマート 社外取締役、株式会社ＴＳＩホールディングス 社外取締役、株式会社モスフードサービス 社外取締役及び共同印刷株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・取締役 鷺坂長美氏は、公益財団法人日本防炎協会 理事長、小澤英明法律事務所の顧問であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・監査役 岡村憲一郎氏は、かえで会計アドバイザリー株式会社 代表取締役、かえで税理士法人 代表社員、ＣＹＢＥＲＤＹＮＥ株式会社 社外監査役、兼松サステック株式会社 社外取締役（監査等委員）及びユナイテッド・アーバン投資法人の監督役員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・監査役 大島義孝氏は、東京ベイ法律事務所の代表弁護士であります。当社と東京ベイ法律事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役 髙岡 美佳	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回（100%）に出席し、必要に応じ、主に経営・事業戦略についての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役 鷺坂 長美	2019年６月25日の就任以降、当事業年度開催の取締役会12回のうち11回（92%）に出席し、必要に応じ、主に経営・事業戦略についての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役 富永 正行	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回（100%）、監査役会13回のうち13回（100%）に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役 岡村 憲一郎	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回（100%）、監査役会13回のうち13回（100%）に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役 大島 義孝	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回（100%）、監査役会13回のうち13回（100%）に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

（注）１．取締役会の開催回数には臨時取締役会が４回含まれております。また、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

２．監査役会の開催回数には臨時監査役会が１回含まれております。

4　会計監査人に関する事項

(1)　会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2)　報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	70	12
連結子会社	106	27
計	177	39

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等の妥当性や適切性を確認し、監査時間及び監査報酬を精査した結果、いずれも妥当であると全員一致で判断したため、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3)　非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である経営管理高度化に係る助言業務を委託し、対価12百万円を支払っております。

(4)　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、当社監査役会が定める会計監査人評価基準に基づき、会計監査人としての適性を判断し、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

5　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

（業務の適正を確保するための体制）

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の通り内部統制基本方針（2018年８月31日改定、以下「本基本方針」という）に定めております。

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守して事業活動を行う企業風土を構築するため、ＳＧホールディングスグループ（以下「ＳＧＨグループ」という）の「行動憲章」及び「倫理・行動規範」を定める。また、代表取締役社長が「行動憲章」及び「倫理・行動規範」の精神を繰り返し伝えることにより、これらを取締役及び使用人に浸透させるとともに、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底する。

②　当社は、関連法規に従った規程及び手順書等を策定するとともに、経営環境の変化等に対応するため、本基本方針をはじめ規程及び手順書等を継続的に見直し、実効性の確保に努める。

③　当社は、取締役の業務執行に関する監督機能を強化するため、社外取締役を選任する。

④　当社は、ＳＧＨグループにおける不正・不祥事の発生等を防止、又は早期発見することを目的に「内部通報規程」を定め、ＳＧＨグループの内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。また、実効性のある制度とするため、社内だけでなく社外の窓口も設置し、利用を促進する。これらの窓口に寄せられた通報に対しては、「内部通報規程」に従い速やかに適切な措置をとる。

⑤　当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力の排除を目的として「反社会的勢力排除規程」を定め、不当要求への応諾、裏取引、資金提供は一切行わないなど、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携の上、組織的かつ法的に対応し、取締役及び使用人の安全確保を最優先する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　当社は、情報資産の適切な維持・管理を図るため、「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報セキュリティ管理体制を構築する。

②　当社は、取締役の職務執行に関する重要な情報・決定事項等を、法令及び関連規程に従い適切に保存、管理する。

③　上記②の情報は、適時閲覧可能な状態を維持する。

④　当社は、個人情報を法令及び「個人情報保護規程」に基づき適切に管理する。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、リスク管理を適正かつ効率的に行うため、「リスクマネジメント規程」を定め、ＳＧＨグループにおけるリスクマネジメント体制を構築するとともに、企業経営、事業活動若しくは企業イメージに損失をもたらす、又は社会一般に重大な影響を及ぼす事象に対し、適切に対応する。

② 当社は、「ＳＧＨグループリスクマネジメント会議」を定期的に開催し、リスクの顕在化防止及び最小化並びにリスク顕在化による損失の低減を図り、リスクマネジメント体制の強化を推進する。

③ 当社は、緊急事態に対しても、事業中断を最小限にとどめ社会における役割を果たすために、事業継続計画（ＢＣＰ）を定め、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）体制を構築・運用する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、取締役会において定められた組織機構、職務権限に基づき、職務を執行し、取締役会は、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう執行状況を監督する。

② 当社は、取締役の間で経営課題を検討し、取締役及び監査役による重要な経営情報を共有するための会議を適時開催し、取締役会における効率的な経営の意思決定を行う。

③ 当社は、経営効率の向上を図るため、「経営計画管理規程」及び「グループ経営計画管理規程」を定め、取締役会において中期経営計画及び単年度予算を決定し、取締役は、それらに基づき効率的な職務の執行を行う。

⑸ ＳＧＨグループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社は、ＳＧＨグループの「行動憲章」及び「倫理・行動規範」を定め、共通の行動指針を遵守することを徹底する。

② 当社は、「事業会社管理運営規程」及び「海外法人管理運営規程」を定め、各事業会社の自主独立を尊重しつつ、経営管理に関する支援を行う。

③ 当社は、「ＳＧＨグループ経営戦略会議」及び「ＳＧＨグループ管理部門責任者会議」を定期的に開催し、ＳＧＨグループの経営方針、重要な決定事項・報告事項等を伝達することで、各事業会社の経営全般に対する指導及び管理の実効性を高める。

④ 当社は、事業会社の経営活動上の重要な意思決定事項について、ＳＧＨグループ統一基準として「職務権限規程」を定め、必要な事前協議、当社取締役会への報告を行い又は当社取締役会の承認を得るよう管理する。

⑤　当社は、財務報告の信頼性を確保するため、ＳＧＨグループの標準版としての「経理規程」、並びに関連手順書及びマニュアル等を定める。また、適宜外部専門家の意見を聴取し、モニタリングや監査の体制を構築する。
⑥　内部監査部は、事業会社の内部監査部門等と連携し、定期的に内部監査を実施し、当社の取締役会において監査結果を報告する。また、改善を必要とする事項についてはその改善を指示し、その後の進捗管理を実施する。

⑹　監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役等からの独立性等に関する事項

当社は、監査役の職務遂行を補助する部署として監査役室を設け、専任の使用人を配置する。当該使用人の定数及び資格要件等については、監査役会と協議の上、決定する。また、取締役等からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保するため、当該使用人に関する人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役会の同意を要する。

⑺　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　ＳＧＨグループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。
　イ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
　ロ．内部監査の結果
　ハ．内部通報制度による通報の状況
　ニ．その他監査役から報告を求められた業務執行に関する事項
②　当社は、取締役や使用人が、内部通報制度に基づく通報や監査役に対する報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを受けないよう、適切に対応する。

⑻　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役は、法令等に定められた権限を行使し、会計監査人及び内部監査部をはじめとする社内の組織と連携し、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性について監査を実施する。
②　監査役は、その職務の遂行に当たり必要と認める場合は弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を任用する。
③　監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
④　監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行う。
⑤　当社は、監査役が職務の執行について生じる費用の支払を求めた場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められたときを除き、これを負担する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その運用状況の概要は次のとおりです。

⑴ 法令及び定款への適合を確保するための体制

① 高い倫理観を持った人材を育成し、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を図るため、定期的なコンプライアンス教育として、階層別セミナーの開催や部署単位での教育を実施し、加えて、ポスターの掲示やグループ内通信を通じて、ハラスメント防止、内部通報制度、情報セキュリティ、インサイダー取引防止などについての啓発活動を行いました。

② ＳＧＨグループの内部通報窓口「コンプライアンス・ホットライン」として、国内の社内窓口・社外窓口に加え、海外事業会社向けの窓口を設置し、周知しております。通報に対しては、内容が事実に基づいているかの調査・確認及びその対策と再発防止策を実施の上、運用状況について「ＳＧＨグループリスクマネジメント会議」に定期的に報告しております。

③ 反社会的勢力の排除を目的として、支払先のみならず主要な請求先についても、外部調査機関等を用いた情報収集を行い、ＳＧＨグループを挙げて調査を実施しております。また、取引先との間の基本契約書には、原則として、反社会的勢力であることが判明した場合に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおり、反社会的勢力との関係遮断に努めています。

⑵ 損失の危険の管理に関する体制

① 企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施するため、諸規程に基づいたリスクマネジメント体制を構築するとともに、「ＳＧＨグループリスクマネジメント会議」を原則として毎月開催し、リスクの識別、分析、評価を定期的に行い、ＳＧＨグループ全体のリスクを統括的に管理いたしました。

② 甚大な自然災害等に備え、事業継続基本計画書及び事業継続行動計画書に基づき、その実効性を検証すべくＳＧＨグループ各社にて事業継続訓練を実施いたしました。

⑶ 職務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、取締役会を月１回以上開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。

⑷　ＳＧＨグループにおける業務の適正を確保するための体制

①　「ＳＧＨグループ経営戦略会議」及び「ＳＧＨグループ管理部門責任者会議」を原則として毎月開催し、ＳＧＨグループの経営管理に必要な事項を各事業会社に対して周知いたしました。

②　内部統制システムの運用状況について、重要な不備がないか継続的に監査を実施し、判明した問題点につきましては、必要な改善策を講じるとともに、取締役会にその内容を報告いたしました。

⑸　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部と随時意見交換の場を持ったほか、常勤監査役は「ＳＧＨグループリスクマネジメント会議」等の重要な会議に出席し、内部統制に関する状況の把握に努めました。

6　会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元につきまして、経営の重要課題の一つと認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30％を目標として配当していくことを基本方針としております。

当社は、毎年３月31日又は９月30日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主等に対して剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当等、会社法第459条第１項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2020年５月21日開催の取締役会において１株当たり22.0円とする決議をいたしました。

なお、中間配当金を１株当たり22.0円といたしましたので、年間配当金は１株当たり44.0円（連結配当性向29.5％、前期比3.0円増）となりました。

翌事業年度の配当につきましては、１株につき中間配当金22.0円、期末配当金23.0円、年間で45.0円とすることを予定しております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**270,873**	**流動負債**	**210,874**
現金及び預金	68,706	支払手形及び営業未払金	62,728
受取手形及び営業未収金	154,301	短期借入金	18,495
販売用不動産	25,806	１年内返済予定の長期借入金	18,719
商品及び製品	632	リース債務	5,964
仕掛品	191	未払法人税等	11,709
原材料及び貯蔵品	2,193	預り金	31,992
その他	20,550	賞与引当金	20,583
貸倒引当金	△1,509	役員賞与引当金	23
固定資産	**501,347**	その他	40,657
有形固定資産	**321,699**	**固定負債**	**138,263**
建物及び構築物	98,758	長期借入金	78,008
機械及び装置	14,790	リース債務	10,606
車両運搬具	28,689	その他の引当金	140
土地	138,081	退職給付に係る負債	35,857
リース資産	12,735	資産除去債務	6,776
建設仮勘定	17,151	その他	6,874
その他	11,493	**負債合計**	**349,138**
無形固定資産	**24,935**	**純資産の部**	
のれん	5,467	**株主資本**	**385,088**
ソフトウエア	12,513	資本金	11,882
リース資産	4	資本剰余金	40,832
その他	6,949	利益剰余金	333,540
投資その他の資産	**154,712**	自己株式	△1,168
投資有価証券	108,048	**その他の包括利益累計額**	**△1,109**
繰延税金資産	20,696	その他有価証券評価差額金	1,582
その他	27,737	繰延ヘッジ損益	11
貸倒引当金	△1,769	為替換算調整勘定	△3,531
		退職給付に係る調整累計額	828
		非支配株主持分	**39,104**
		純資産合計	**423,083**
資産合計	**772,221**	**負債及び純資産合計**	**772,221**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**1,173,498**
営業原価		**1,053,108**
営業総利益		**120,390**
販売費及び一般管理費		**44,942**
営業利益		**75,447**
営業外収益		
受取利息及び配当金	342	
持分法による投資利益	4,165	
為替差益	331	
その他	2,412	**7,252**
営業外費用		
支払利息	1,567	
借入金繰上返済費用	233	
その他	366	**2,168**
経常利益		**80,532**
特別利益		
固定資産売却益	32	
その他	12	**44**
特別損失		
固定資産除売却損	232	
訴訟和解金	724	
その他	179	**1,136**
税金等調整前当期純利益		**79,440**
法人税、住民税及び事業税	22,517	
法人税等調整額	1,679	**24,197**
当期純利益		**55,243**
非支配株主に帰属する当期純利益		**7,950**
親会社株主に帰属する当期純利益		**47,292**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	11,882	40,978	301,514	△1,172	353,203
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△14,292		△14,292
親会社株主に帰属する当期純利益			47,292		47,292
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		26		4	30
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△172	△294		△466
持分法適用関連会社の剰余金変動による増減			△679		△679
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△146	32,026	4	31,884
2020年3月31日残高	11,882	40,832	333,540	△1,168	385,088

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2019年4月1日残高	2,767	9	△1,143	874	2,508	33,715	389,427
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△14,292
親会社株主に帰属する当期純利益							47,292
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							30
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△466
持分法適用関連会社の剰余金変動による増減							△679
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,184	1	△2,388	△46	△3,618	5,388	1,770
連結会計年度中の変動額合計	△1,184	1	△2,388	△46	△3,618	5,388	33,655
2020年3月31日残高	1,582	11	△3,531	828	△1,109	39,104	423,083

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**49,305**	**流動負債**	**125,410**
現金及び預金	24,063	短期借入金	103,648
営業未収金	733	１年内返済予定の長期借入金	18,719
前払費用	85	リース債務	6
短期貸付金	11,083	未払金	335
１年内回収予定の長期貸付金	11,134	未払費用	304
その他	2,206	未払法人税等	2,097
固定資産	**450,913**	賞与引当金	76
有形固定資産	**2,502**	その他	222
建物及び構築物	76	**固定負債**	**78,312**
車両運搬具	1	長期借入金	77,527
工具、器具及び備品	2,398	リース債務	21
リース資産	24	繰延税金負債	286
無形固定資産	**23**	退職給付引当金	335
商標権	1	その他の引当金	140
ソフトウエア	21	**負債合計**	**203,722**
投資その他の資産	**448,387**	**純資産の部**	
投資有価証券	4,710	**株主資本**	**295,304**
関係会社株式	275,997	資本金	11,882
長期貸付金	167,049	資本剰余金	116,970
長期前払費用	76	資本準備金	109,089
その他	553	その他資本剰余金	7,881
		利益剰余金	167,619
		その他利益剰余金	167,619
		別途積立金	30,000
		繰越利益剰余金	137,619
		自己株式	△1,168
		評価・換算差額等	**1,191**
		その他有価証券評価差額金	1,191
資産合計	**500,219**	**純資産合計**	**296,496**
		負債及び純資産合計	**500,219**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**25,629**
営業原価		**1,124**
営業総利益		**24,504**
一般管理費		**6,239**
営業利益		**18,265**
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	1,536	
為替差益	40	
その他	18	**1,596**
営業外費用		
支払利息	0	
借入金繰上返済費用	233	
その他	1	**235**
経常利益		**19,625**
特別損失		
固定資産除却損	0	**0**
税引前当期純利益		**19,625**
法人税、住民税及び事業税	1,520	
法人税等調整額	55	**1,576**
当期純利益		**18,049**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
2019年4月1日残高	11,882	109,089	7,855	116,944	30,000	133,862	163,862	△1,172	291,516
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△14,292	△14,292		△14,292
当期純利益						18,049	18,049		18,049
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			26	26				4	30
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	26	26	－	3,757	3,757	4	3,788
2020年3月31日残高	11,882	109,089	7,881	116,970	30,000	137,619	167,619	△1,168	295,304

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日残高	2,114	2,114	293,631
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△14,292
当期純利益			18,049
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			30
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△922	△922	△922
事業年度中の変動額合計	△922	△922	2,865
2020年3月31日残高	1,191	1,191	296,496

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

ＳＧホールディングス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃　弘一郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田　円	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須藤英哉	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＳＧホールディングス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＧホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

ＳＧホールディングス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃　弘一郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田　円	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須藤英哉	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＳＧホールディングス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月20日

ＳＧホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役	中　西　隆　司　㊞
常勤監査役（社外監査役）	富　永　正　行　㊞
監査役（社外監査役）	岡　村　憲　一　郎　㊞
監査役（社外監査役）	大　島　義　孝　㊞

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

日　時　2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

場　所　京都ホテルオークラ ４階特設会場
京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の４

会場への交通

▶地下鉄東西線
京都市役所前駅より
…徒歩約 1 分

▶市バス
京都市役所前より
…徒歩約 1 分

▶京阪電車
三条駅より
…徒歩約 7 分

▶阪急電車
京都河原町駅より
…徒歩約10分

駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

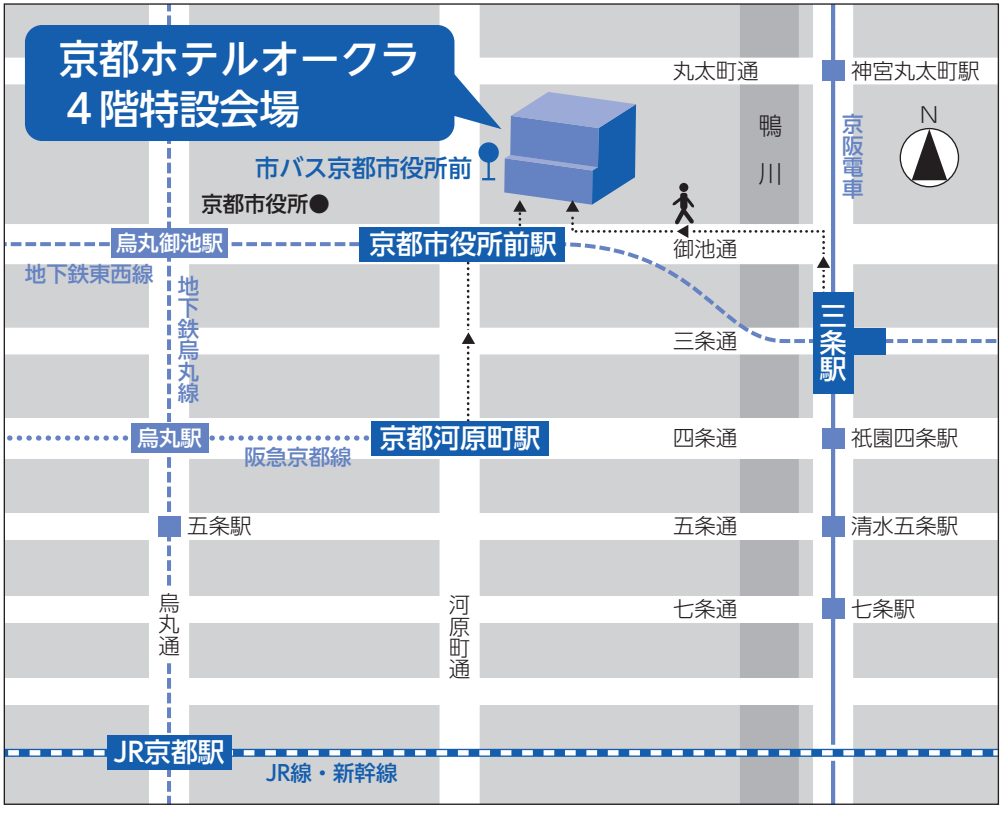

◎新型コロナウイルスの感染が拡大しています。株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
◎感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）又はインターネット等により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日にご来場の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承の程、お願い申し上げます。

SGホールディングス株式会社

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022337
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。